

和 監 第 3 5 号
令和 5 年 1 月 2 7 日

和 気 町 長 太田 啓補 様
和気町議会議長 山本 泰正 様

和気町監査委員 高見 啓視
和気町監査委員 安東 哲矢

行政監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を別添のとおり報告します。

1. 和気鵜飼谷温泉特別会計（令和 4 年 10～12 月分）（書面監査）

（1）実施日

令和 5 年 1 月 2 6 日（木）

（2）場 所

和気町役場本庁舎 3 階 第 4 会議室

（3）出席者

検査対応者

清水会計管理者、久次会計課課長補佐、新田和気鵜飼谷温泉支配人、藤原主幹
監査委員及び事務局

高見監査委員、安東監査委員、則枝監査委員事務局長、我澤書記

（4）方 法

提出された関係資料について審査を行うとともに、関係職員から説明を受け、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

（5）結 果

指摘事項はなく、概ね適正であると認められた。

2. 令和4年度主要事業における進捗状況及び事業施行計画監査（書面監査）

（1）実施日

令和5年1月26日（木）

（2）場 所

和気町役場本庁舎 3階 第4会議室

（3）出席者

検査対応者

則枝監査委員事務局長、我澤書記

監査委員及び事務局

高見監査委員、安東監査委員、則枝監査委員事務局長、我澤書記

（5）方 法

監査に当たっては、和気町監査基準（令和2年和気町監査委員告示第4号）に準拠し、次のとおり実施した。

① 事前調査

監査事務局職員が、あらかじめ監査実施機関の職員から説明を聴取して調書にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

・書面監査 監査委員が、①の監査調書に基づいて監査を行った。

（6）結 果

指摘事項はなく、概ね適正であると認められた。